

議案第18号

三朝町の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の設定について

次のとおり三朝町の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年3月8日

三朝町長 吉田秀光

三朝町の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例

（三朝町個人情報保護条例の一部改正）

第1条 三朝町個人情報保護条例（平成12年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（個人情報の収集の方法及び制限）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定による個人情報の収集は、当該個人情報に係る本人（以下この項及び次条第1項において「本人」という。）から行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） <u>他の実施機関から収集する場合であって、当該他の実施機関から次条第1項ただし書の規定に基づいて提供を受けて</u></p>	<p>（個人情報の収集の方法及び制限）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定による個人情報の収集は、当該個人情報に係る本人（以下この項及び次条第1項において「本人」という。）から行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） <u>他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。</u></p>

<p>収集するとき。</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p><u>(6) 実施機関の事務への暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の関与を排除し、又は予防すること（以下「暴力団排除等」という。）を目的として収集するとき。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>3 略</p> <p>(個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、その保有する個人情報について、収集した目的以外の目的への利用又は当該実施機関以外の者への提供（以下「目的外利用等」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 暴力団排除等を目的として実施機関において利用するとき又は当該実施機関以外の者に対して提供する場合であつて、当該目的に必要な限度で提供し、かつ、当該提供することに相当な理由があると認められるとき。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(4)及び(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>(個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、その保有する個人情報について、収集した目的以外の目的への利用又は当該実施機関以外の者への提供（以下「目的外利用等」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>2及び3 略</p>
--	--

(三朝町法定外公共物管理条例の一部改正)

第2条 三朝町法定外公共物管理条例（平成15年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>(占有等の許可)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 町長は、その占有が次の各号のいずれか</u></p>	<p>(占有等の許可)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p>

<p><u>に該当する場合は、占有許可をしないことができる。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>法定外公共物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p>	
--	--

(三朝町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第3条 三朝町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の候補者の選定)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>町長は、法人等が次の各号のいずれかに該当する場合は、候補者として指定しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>公の施設を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p>	<p>(指定管理者の候補者の選定)</p> <p>第3条 略</p>

(学校校舎等使用料条例の一部改正)

第4条 学校校舎等使用料条例（昭和29年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応す

る移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>第6条 次の各号の<u>いずれかに該当するもの</u>に対しては、使用を許可しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>学校の設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(5) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>(6) 略</p>	<p>第6条 次の各号の<u>1</u>に該当するものに対しては、使用を許可しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

（三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第5条 三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和44年三朝町条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>(使用の許可及び制限)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(使用の許可及び制限)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>前項の許可は、その許可にかかる使用が次の各号のいずれかに該当するときは許可しない。</u></p> <p>(1) <u>秩序、風俗を害するおそれがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>公民館の施設又は設備を破損するおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) <u>その他管理上支障があると認められ</u></p>

<p>2 <u>教育委員会は、前項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができる。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>公民館の設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、公民館の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。</u></p> <p>3 略</p>	<p><u>るとき。</u></p> <p>3 略</p>
--	-------------------------------

(三朝町生活文化センター・町立みささ図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)
 第6条 三朝町生活文化センター・町立みささ図書館の設置及び管理に関する条例（平成2年三朝町条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改正後	改正前
<p>(図書館の設置)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(使用の許可)</u></p> <p>第3条 <u>図書館の会議室（以下「会議室」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができる。</u></p>	<p>(図書館の設置)</p> <p>第2条 略</p>

<p>(1) <u>公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>会議室の設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、会議室の管理上支障があるものとして教育委員会が認めるとき。</u></p> <p>3 <u>教育委員会は、使用を許可するに当たって管理上必要があると認めるときは、使用について条件を付すことができる。</u></p>	
<p><u>(許可の取消し)</u></p> <p>第4条 <u>教育委員会は、前条第1項の規定により許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は会議室の管理上特に必要があるときは、許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>前条第3項の規定による条件に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>不正な手段で許可を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。</u></p>	
<p><u>(協議会の設置等)</u></p> <p>第5条 略</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第6条 略</p>	<p><u>(協議会の設置等)</u></p> <p>第3条 略</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第4条 略</p>

(三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和44年三朝町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前																																				
<p>(使用)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 教育委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 体育施設の設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="2">使用料（1時間当たり）</th> </tr> <tr> <th>町内者</th> <th>町外者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>町民武道館</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	施設名	使用区分	使用料（1時間当たり）		町内者	町外者	略				町民武道館	略			略				<p>(使用)</p> <p>第4条 略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="2">使用料（1時間当たり）</th> </tr> <tr> <th>町内者</th> <th>町外者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>町営武道館</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	施設名	使用区分	使用料（1時間当たり）		町内者	町外者	略				町営武道館	略			略			
施設名			使用区分	使用料（1時間当たり）																																	
	町内者	町外者																																			
略																																					
町民武道館	略																																				
略																																					
施設名	使用区分	使用料（1時間当たり）																																			
		町内者	町外者																																		
略																																					
町営武道館	略																																				
略																																					

（三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）
 第8条 三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンターの設置及び管理に関する条例（平成10年三朝町条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下この条において「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下この条において「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の

表示並びに追加条項を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第4条 ウォーキングセンターを利用しようとする者で、その使用が次の各号の<u>いずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 町長は、第1項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) ウォーキングセンターの設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第4条 ウォーキングセンターを利用しようとする者で、その使用が次の各号の<u>1に該当する場合は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第9条 削除</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 略</p>

(三朝町総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 三朝町総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成19年三朝町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(行為の制限等)</p> <p>第5条 スポーツセンターにおいては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、スポーツセンターの管理上支障があると町長が認める行為</p>	<p>(行為の制限等)</p> <p>第5条 スポーツセンターにおいては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>前5号</u>に掲げるもののほか、スポーツセンターの管理上支障があると町長が認める行為</p>
<p>(利用の許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 指定管理者は、その利用が<u>次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可</u>(以下「利用許可」という。)をしなければ<u>ならない</u>。</p> <p>(1) <u>公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>スポーツセンターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</u></p> <p>3 指定管理者は、利用許可を与える場合において、<u>管理上必要な条件を付すことができる</u>。</p> <p>4 利用許可の<u>手続</u>に関し必要な事項は、指定管理者が、別に定める。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>前項の規定による申請があった場合において指定管理者は、その利用が第5条の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該申請について、利用を許可</u>(以下「利用許可」という。)しなければ<u>ならない</u>。</p> <p>3 指定管理者は、利用許可を与える場合において、<u>管理上必要な条件を付すことができる</u>。</p> <p>4 利用許可の<u>手続</u>に関し必要な事項は、指定管理者が、別に定める。</p>
<p>(利用の停止、条件の変更及び許可の取消)</p> <p>第10条 指定管理者は、スポーツセンターの管理上特に必要があるとき又は利用者が次の各号の<u>いずれかに該当するときは</u>、当該利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>	<p>(利用の停止、条件の変更及び許可の取消)</p> <p>第10条 指定管理者は、スポーツセンターの管理上特に必要があるとき又は利用者が次の各号の<u>1に該当するときは</u>、当該利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>

(1)～(3) 略 2 利用者が、前項各号の <u>いずれかに該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても町及び指定管理者は、その責めを負わない。</u>	(1)～(3) 略 2 利用者が、前項各号の <u>1に該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても町及び指定管理者は、その責めを負わない。</u>
---	--

(三朝町高齢者住宅整備資金及び障害者住宅整備資金貸付けに関する条例の一部改正)

第10条 三朝町高齢者住宅整備資金及び障害者住宅整備資金貸付けに関する条例（昭和54年三朝町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(貸付決定)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 町長は、借入申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の貸付けを行わないことができる。</u></p> <p><u>(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(2) 暴力団員若しくは暴力団（暴対法第2条第2号）に規定する暴力団をいう。）の利益につながる活動を行い、又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有するもの</u></p> <p>(期限前償還)</p> <p>第13条 町長は、借受人が次の各号の<u>いずれかに該当するに至ったときは、定められた償還期限前にその借受人に対し、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。</u></p>	<p>(貸付決定)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>(期限前償還)</p> <p>第13条 町長は、借受人が次の各号の<u>1に該当するに至ったときは、定められた償還期限前にその借受人に対し、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。</u></p>

<p>(1)～(5) 略</p> <p>(償還及び償還の猶予)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 町長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合においてやむを得ないと認められるときは、高齢者住宅整備資金及び障害者住宅整備資金の全部又は一部の償還を規則で定めるところにより猶予することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(1)～(5) 略</p> <p>(償還及び償還の猶予)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 町長は、次の各号の<u>1に</u>該当する場合においてやむを得ないと認められるときは、高齢者住宅整備資金及び障害者住宅整備資金の全部又は一部の償還を規則で定めるところにより猶予することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>
--	---

(三朝町立福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 三朝町立福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成4年三朝町条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 指定管理者は、その利用が<u>次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 福祉センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められ</u></p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>前項の規定による申請があった場合において指定管理者は、その利用が第5条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該申請について、利用を許可（以下「利用許可」という。）しなければならない。</u></p>

<u>るとき。</u> <u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、福祉センターの管理上支障があるものとして町長が認めるとき。</u> 3及び4 略	3及び4 略
--	--------

(三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例（平成17年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
(使用許可) 第5条 略 2 略 <u>3 町長は、その使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の許可をしないことができる。</u> <u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u> <u>(2) 墓地を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u> <u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u>	(使用許可) 第5条 略 2 略

(三朝町天神川桜つつみの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 三朝町天神川桜つつみの設置及び管理に関する条例（平成7年三朝町条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項を削る。

改正後	改正前
(設置) 第2条 略	(設置) 第2条 略

<p>(行為等の制限)</p> <p><u>第3条 略</u></p> <p><u>2 町長は、前項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 桜づつみを損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p><u>第4条 略</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条 略</u></p>	<p>(使用料)</p> <p><u>第3条 桜づつみの利用については、無料とする。</u></p> <p>(行為等の制限)</p> <p><u>第4条 略</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第6条 略</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条 略</u></p>
--	---

(三朝町総合文化ホール・交流促進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 三朝町総合文化ホール・交流促進センターの設置及び管理に関する条例（平成7年三朝町条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p><u>第3条 略</u></p> <p><u>2 町長は、前項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしないことができる。</u></p>	<p>(利用の許可)</p> <p><u>第3条 略</u></p>

<p>(1) <u>公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>総合文化ホールの設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p>	
---	--

(小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年三朝町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項を削り、同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項を加える。

改正後	改正前
<p>(使用の承認)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 町長は、前項の承認に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないことができる。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>研修会施設の設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p>	<p>(使用の承認)</p> <p>第4条 略</p> <p> </p> <p>(使用の制限)</p> <p>第6条 <u>町長は、次の各号に該当する者に対しては、研修会施設の入場及び使用を承認しない。</u></p> <p>(1) <u>公共の秩序若しくは風俗をみだし又は公益を害するおそれがあると認められる者</u></p>

<p>(行為の制限)</p> <p>第6条 研修会施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害する行為</p> <p>(2) 施設及び設備を棄損し、又は汚損する行為</p> <p>(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する行為</p>	<p>(2) <u>その他不適當と認める者</u></p>
---	-------------------------------

(三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（昭和59年三朝町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項を削り、同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項を加える。

改正後	改正前
<p>(使用の承認)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 町長は、前項の承認に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 研修会施設の設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p>	<p>(使用の承認)</p> <p>第4条 略</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第6条 町長は、次の各号に該当する者に対しては、研修会施設の入場及び使用を承認しない。</p> <p><u>(1) 公共の秩序若しくは風俗をみだし、</u></p>

<p>(行為の制限)</p> <p><u>第6条 健康増進施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害する行為</u></p> <p><u>(2) 施設及び設備を棄損し、又は汚損する行為</u></p> <p><u>(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する行為</u></p>	<p><u>を承認しないものとする。</u></p> <p><u>(1) 公共の秩序若しくは風俗をみだし、又は公益を害するおそれがあると認められる者</u></p> <p><u>(2) その他不相当と認められる者</u></p>
--	--

(三朝町ふるさと健康むらの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 三朝町ふるさと健康むらの設置及び管理に関する条例（平成5年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定管理者は、その利用が次の各号の<u>いずれかに該当する場合を除き、前項の許可</u>（以下「利用許可」という。）を<u>しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 健康むらの設備を損傷し、若しくは</u></p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>前項の規定による申請があつた場合において指定管理者は、その利用が第4条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該申請について、利用を許可</u>（以下「利用許可」という。）<u>しなければならない。</u></p>

<u>汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u> <u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u> <u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、健康むらの管理上支障があるものとして町長が認めるとき。</u>	
3及び4 略	3及び4 略

（三朝温泉観光商工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第19条 三朝温泉観光商工センターの設置及び管理に関する条例（平成19年三朝町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合にあっては、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
（行為の制限） 第5条 センターにおいては、次の行為をしてはならない。 （1）～（6） <u>前各号</u> に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると町長が認める行為	（行為の制限） 第5条 センターにおいては、次の行為をしてはならない。 （1）～（6） <u>前5号</u> に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると町長が認める行為
（利用の許可） 第8条 略 2 指定管理者は、その利用が <u>次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可</u> （以下「利用許可」という。）をしなければ <u>ならない</u> 。 （1） <u>公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u> （2） <u>センターの施設設備をき損し、若し</u>	（利用の許可） 第8条 略 2 <u>前項の規定による申請があった場合において指定管理者は、その利用が第5条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該申請について、利用を許可</u> （以下「利用許可」という。） <u>しなければならない</u> 。

<p><u>くは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p>	
<p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</u></p>	
<p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があるものとして町長が認めるとき。</u></p>	
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>4 利用許可の<u>手続</u>に関し必要な事項は、指定管理者が、別に定める。</p>	<p>4 利用許可の<u>手続</u>きに関し必要な事項は、指定管理者が、別に定める。</p>
<p>(利用の停止、条件の変更及び許可の取消)</p>	<p>(利用の停止、条件の変更及び許可の取消)</p>
<p>第10条 指定管理者は、センターの管理上特に必要があるとき又は利用者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、当該利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>	<p>第10条 指定管理者は、センターの管理上特に必要があるとき又は利用者が次の各号の<u>1</u>に該当するときは、当該利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。</p>
<p>(1)～(3) 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p>
<p>2 利用者が、前項各号の<u>いずれかに</u>該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても町及び指定管理者は、その責めを負わない。</p>	<p>2 利用者が、前項各号の<u>1</u>に該当する理由により同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても町及び指定管理者は、その責めを負わない。</p>
<p>(利用料)</p>	<p>(利用料)</p>
<p>第11条 略</p>	<p>第11条 略</p>
<p>2 町長は、前項の規定による利用料の承認をしたときは、<u>速やかに</u>これを告示しなければならない。</p>	<p>2 町長は、前項の規定による利用料の承認をしたときは、<u>すみやかに</u>これを告示しなければならない。</p>
<p>3及び4 略</p>	<p>3及び4 略</p>

(三朝町都市公園条例の一部改正)

第20条 三朝町都市公園条例（昭和42年三朝町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 町長は、<u>その行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項又は前項の許可をしないことができる。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>都市公園を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>5 略</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 町長は、<u>第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。</u></p> <p>5 略</p>

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。